

投票にはこんな方法もあります

■期日前投票

投票日に次の理由などで投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

- ・ 仕事に従事、または冠婚葬祭（主宰者およびその親族に限る）の予定がある。
- ・ レジャーや買物、旅行などで投票区の区域外に行く予定がある。
- ・ 病気、出産などで歩行が困難である。

■代理投票・点字投票

心身の故障などにより、自分で候補者の氏名を書くことのできない方は「代理投票」ができます。また、目の不自由な方で点字による投票をしようとする場合は「点字投票」ができます。投票所で申し出てください。

※公職選挙法が一部改正され、今回の選挙から成年被後見人の選挙権が回復し、投票できるようにになりました。代理投票では、職員2名が補助者となり、選挙人本人の意思を確認した上で1名が記載し、1名が立会者となり投票していただきます。

■施設などで行う不在者投票

県選挙管理委員会の指定施設（病院など）に入院または入所中の方は、その施設内で不在者投票ができますので、施設の長に申し出てください。

■郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で次の項目に該当する方は、郵便等による不在者投票ができます。あらかじめ「郵便等投票証明書」が必要です。

郵便等による不在者投票対象者

手帳など	区 分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

※原則として、候補者などの氏名を自分で書くことができる方に限ります。書くことができない方には代理記載制度もありますので、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

証明書をもちでない方は、市選挙管理委員会に交付の申請をしてください。「投票用紙など」の交付請求は、投票日の4日前（7月17日(水)）までに市選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」を添えて行ってください。

■遠隔地での不在者投票

転出された方や仕事などで遠隔地に行かれています方は、市選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、それを用いて最寄りの選挙管理委員会にて投票できます。

■在外投票・洋上投票

在外選挙人証をお持ちの方は「在外投票」が、選挙人名簿登録証明書をもちの船員の方は「洋上投票」ができます。

■転入者の投票

市外から蒲郡市に転入した方で4月4日以降に届け出た方は、選挙人名簿登録のある前住所地の投票所（市外）に行つて投票してください。

開 票

開票は、7月21日(日)午後9時15分から、市民体育センター競技場で行います。投・開票の速報はホームページでもお知らせします。

【アドレス】

<http://www.city.ganagori.jp/>

【携帯用アドレス】

<http://www.city.ganagori.jp/mobile/>

◆期日前投票は市役所で◆

- と き** 7月5日(金)～20日(土)
午前8時30分～午後8時
※20日(土)は、混雑が予想されます。早めにお越しください。
- と ころ** 市役所本館1階 102会議室
※車イスの方は本館西玄関横のスロープをご利用ください。また、介護が必要な方は、事前に選挙管理委員会へ申し出てください。
- 持ち物** 入場券
※入場券がなくても投票できますので、投票所で申し出てください。